

令和8年度北陸エリアへの旅行会社招聘事業業務委託仕様書

1 趣旨

「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」では、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業の「モデル観光地」に選定された北陸エリアにおいて、インバウンド高付加価値旅行者の誘客を促進している。

いわゆる高付加価値旅行者の誘致による経済効果は極めて高く、旺盛な旅行消費を通じて、地域の観光産業のみならず、多様な産業にも経済波及し、地域経済の活性化につながる。また、高付加価値旅行者による旺盛な知的好奇心を伴う自然体験・文化消費を通じ、地域の自然、文化、産業等の維持・発展に貢献することに加え、地域の雇用の確保・所得の増加や域内循環が図られ、持続可能な地域の実現や地方創生に寄与することから、今後のインバウンド戦略において高付加価値旅行者の誘致は重要な柱である。

令和8年度において、誘客ターゲットとする欧米豪市場において、高付加価値旅行者を扱う旅行会社を北陸エリアに招聘し、エリアの滞在価値や課題の検証を行うとともに、インバウンド高付加価値旅行者の更なる誘客促進を図る。

2 委託業務名

令和8年度北陸エリアへの旅行会社招聘事業業務

3 対象地域及び被招聘者

欧州市場（イギリス又はフランス）の旅行会社5社以上

4 委託業務の期間

契約締結の日から令和9年2月12日まで

5 業務内容

(1) 旅行会社招聘（ファミトリップ）

旅行会社を対象としたファミトリップを実施すること。

① 対象者

- ・高付加価値旅行者を扱う旅行会社を対象とし、企画提案書において具体的に候補者を示すこと。なお、実際に招聘する者は、事前に「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」と協議のうえ決定するものとする。
- ・被招聘者の選定後は、被招聘者と事前の連絡調整を行うこと。

② 招聘先

- ・北陸エリア（富山県、石川県、福井県及び岐阜県白川村）

③ 招聘期間

- ・ファミトリップ1回あたりの北陸エリアにおける滞在日数については、最低2泊以上とし、富山県、石川県、福井県のいずれか2県において、それぞれ最低1泊以上宿泊するものとする。なお、被招聘者の北陸3県の訪問（宿泊及び滞

在)については、招聘の全体を通して、富山県、石川県、福井県が概ね3：3：2の割合となるよう調整するものとする。

④ 実施回数

- ・実施回数は問わない（1回につき複数の被招聘者を対象にファムトリップを実施することも可とする）。

⑤ 北陸エリア滞在に係る手配

- ・被招聘者の北陸エリアまでの移動手段、北陸エリア滞在中の移動手段、訪問先や体験、食事、宿泊場所のほか、必要に応じWi-Fi ルーター手配等を行うこと。
- ・ファムトリップには、通訳や旅程管理を行うことのできる者が同行すること。
- ・北陸エリアで主に活動する通訳ガイドを手配すること。
- ・北陸エリア滞在中は、可能な限り地域DMCと連携し、各種の手配を行うこと。
- ・必要に応じ、日本への渡航に係る査証発行手続を行うとともに、国内の受入責任者として書類作成や支援を行うこと。

(2) 招聘後のフォローアップ

- ・招聘後、被招聘者に対しアンケートを実施し、今後のファムトリップに関するフィードバックをとりまとめ報告すること。
- ・被招聘者に随時連絡をとり、追加情報の提供、北陸エリアを含む旅行商品の造成を働きかけること。

(3) 業務の報告等

- ・実施した活動内容と結果を報告書としてまとめ、事業終了後に報告すること。
- ・事業の進捗について「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」と定期的にミーティングを行うこと。
- ・「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」から問い合わせがあった場合、都度、活動状況を報告すること。

(4) その他誘客に向けた活動

- ・委託金額の上限内で実施可能な、北陸エリアへの誘客に向けたその他の活動（旅行会社を対象とした事前又は事後のレクチャー、ニュースレター配信によるPR等）が可能であれば、その内容について提案に含めること。

(5) その他

- ・「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」との連絡調整は日本語で行うこと。

6 成果品の納入

委託業務完了時には、下記に掲げるものを「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」へ提出すること。

- ・業務完了報告書（電子媒体1部）

- ・その他「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」が求める資料等（電子媒体1部）

7 本事業の期待する成果

以下の項目を期待する成果とし、受託者は、被招聘者に対し、旅行商品の造成を積極的に働きかけること。

北陸エリアを含む旅行商品の造成 1社につき1件

- ・ウェブサイト、カタログ等へ掲載されていること。
- ・事業開始前に販売されていたツアーは認めない。

8 その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 本事業は観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業として実施するものであり、事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」及び観光庁に帰属するものとする。なお、成果物等に、受託者が従前から有していた知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等）が含まれていた場合には、当該権利は受託者に留保されるが、委託者は本業務の目的の範囲内で、無償で利用できるものとする。
- (5) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 受託内容に疑義が生じた場合は、その都度「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」と協議の上、その指示に従って進めること。
- (7) 本事業は、国及び富山県、石川県、福井県の経費負担により実施するものであり、総事業費は7,600千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。事業費の負担区分は次のとおりとする。
 - ・国 3,800千円
 - ・富山県 1,400千円
 - ・石川県 1,400千円
 - ・福井県 1,000千円
- (8) 本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは内容を別途協議の上、契約を締結する。